

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	(第 2 章)本人を主体とした居住支援：岡山における入居支援活動
Author	野村 恭代
Citation	URP「先端的都市研究」シリーズ. 2 巻, p.8-11.
Published	2015-03-30
ISBN	
Type	Book Part
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学都市研究プラザ
Description	居住福祉を切り拓く居住支援の実践：日本居住福祉学会・大阪市立大学都市研究プラザ共編
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

第2章 本人を主体とした居住支援

—岡山における入居支援活動—

野村 恭代

1. おかやま入居支援センターの概要

おかやま入居支援センター（以下、入居支援センター）は、2009（平成21）年3月より岡山県内全域を対象として、障害者、刑余者、高齢者、ホームレス等のいわゆる「居住弱者」と呼ばれる人々への支援を展開している特定非営利活動法人（以下、NPO法人）である。入居支援の対象者は、①高齢者（原則65歳以上）または障害者、②入居できるアパート等の確保が困難な者となっている。なお、支援を希望する場合には申し込みが必要となるが、その際には支援ネットワーク形成を理由として、当該NPO法人の会員または関係機関の担当者（行政機関、医療機関、事業者、成年後見人、不動産仲介業者等）とともに来所することを原則としている。

入居支援センターの活動目的は、「住居の確保が困難な高齢者や障害者等の物件への入居を支援すること」である。当該法人は弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士、宅地建物取引業者、税理士、医師といった多種多様な専門職で構成される。

当該法人による入居支援の特徴は、2点に大別される。1点目は、支援者による居住場所の斡旋を行うのではなく、支援対象者自らが希望する物件を選び入居することを前提としている点である。入居支援センターの役割は、本人が住みたい場所や居室を決めるまでのプロセスを支援することにある。また、入居を支援するととどまらず、安定した地域生活を支えるための支援ネットワークを形成し本人の日常生活を支える役割も果たしている。2点目は、入居時の保証人機能である。状況に応じて、法人として入居契約時の緊急連絡先や連帯および身元保証人としての役割を担っている。なおここでの保証人は、金銭をもって身元保証などを行う民間保証会社とは異なり、さまざまな人的支援ネットワークにより家賃の不払いや支援サービスの不足を解消し、安定した居住場所の確保と対象者の心身の安定を図ることにその役割がある。

入居支援センターによる具体的な支援の流れについては、支援申し込み以降、入居支援を希望する者と支援関係者・機関からの情報をもとに、月1回開催さ

れる理事会にて審議を行うことから始まる。次に、理事会で決定された支援担当理事と本人との面談やケース会議を複数回実施しながら、支援関係者を巻き込んだ支援ネットワークを形成し、状況に応じて入居希望物件の確認や不動産業者、大家との連絡調整を行う。

希望物件への入居後も、心身の安定や生活上の課題解決に向けた支援をチームとして継続して展開する。担当理事の配転については事例ごとに異なり、司法や福祉、医療の専門性の必要度に応じて決定され、状況によっては複数の理事が担当となることもある。このように、専門性に応じた担当者の配転が可能である点は、多職種の専門職により構成される入居支援センターの強みの一つであろう（図2-1）。

ここで支援ネットワークの必要性について、入居支援センターは次の3点を挙げている。①地域社会や本人の不安を解消するためには医療と生活の両面からのサポート体制を整える必要がある、②入居可能な物件を増やしていくためには、医療と生活および財産管理の支援の情報を不動産仲業者に提供することで賃貸人の不安を軽減する必要がある、③一つの機関が単独で生活を支えることが困難であったとしても、医療機関・関係事業所・行政機関・不動産仲業者・財産管理者などの多数の関係者が入居と生活を支える仕組みを作ることに、多くの対象者の地域生活が可能となる、というものである。

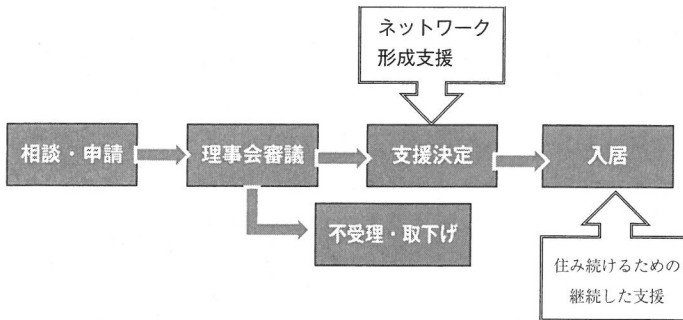


図2-1 入居支援の流れ

なお、支援を受ける際の費用に関しては、相談および申し込みの時点では費用はかからない。その後、入居支援が決定すると支援対象者は当該NPO法人の協力会員になる必要があるため、会への入会と年会費5,000円を支払わな

ればならない。

2. 入居支援活動の動向

入居支援センターでは活動開始以降、2013（平成25）年4月時点で125件の支援希望申請があり、延べ88件の支援を行っている。また、理事会での支援に関する審議結果については、「支援決定」「取下げ」「不受理」「保留」の4つに分類される。

なお、125件の審議結果は、支援決定88件（70.4%）、取下げ19件（15.2%）、不受理5件（4.0%）、保留13件（10.4%）である。

申請に至るプロセスを見ると、県内のさまざまな機関、事業所などからの紹介により、本人を支援する専門職を通じて申請が行われている。本人が直接、入居支援センターの窓口に来所することもあるが、約9割は関係機関などからの紹介となっている。また、入居後は、死亡で退去となる事例および本人の希望により広い物件に転居した事例が数件あるものの、現在に至るまで居住している対象者が大部分を占めている。

入居支援センターへの申請者の約3割は精神障害者であり、その多くはこれまでに障害を理由とした物件提供の拒否を経験している。さらに、親族による身元保証などが困難な状況にある者が大半である。その結果、たとえ退院が可能な状態であっても居住先がなく入院生活を余儀なくされる場合もある。また、支援ネットワークが形成されていないことにより、一度退院しても再入院に至るケースも多い。支援ネットワークの形成は居住弱者が地域生活を送る上で必要不可欠な要素であり、ネットワークについては、財産管理、福祉サービスの充足など対象者の抱えるさまざまな課題に対応が可能となるよう、医療、福祉、司法、行政、不動産業者、地域住民等による多職種・多人数での形成が重要である。

3. 今後の入居支援のあり方

入居支援センターの提供する入居支援においては、制度やサービスを軸とした支援方針の決定は行わず、対象者自身の住みたい場所や希望する暮らしをもとに居住物件を決定している。また、生活におけるさまざまな不安や課題を解

消することができるよう居住物件や支援方法の検討を行い、対象者一人ひとりへのオーダーメイドの支援を行っている。

一方、これまで展開されてきた入居支援においては、支援者側が本人へのアセスメントに基づき「本人に適している」と考える居住の場を斡旋するといった支援が多く見られた。つまり、対象者本人の住みたい物件や希望する暮らしに焦点を当てるのではなく、その時点での限られた選択肢の中から支援者の判断に基づき住まいが選択されてきたのである。

従来、精神障害者や知的障害者等の住まいの場の確保が困難である理由としては、住まいの場を提供する側のトラブル発生への不安や恐れが指摘されている。しかし、本人の希望する住居へ入居することにより、これまで心配されてきた「トラブル」の起こる確率はきわめて低いものとなるのである。

以上、入居支援センターによる支援活動の特徴などについて述べてきた。本人を主体とした入居支援には一定の効果が期待されるものの、対象者の単身生活における「孤立感」や「孤独感」という課題がすべて解消されるわけではない。そのため、今後は住む場所の提供で入居支援を終結するのではなく、自分らしくその場所で定着して「暮らす」ことが可能となるよう、日中の居場所や就労の場、余暇を過ごす場所、友人や知人など新たなつながりを作ることなどを包含した支援のあり方が求められる。

また、入居支援センターの関与する事案においても、物件管理者や近隣住民からのコンフリクトの発生などにより、障害者等の入居を拒む不動産業者も多いのが現状である。今後、入居支援活動を展開する機関においては、入居前から入居後に至るまで連続性のある一貫した支援を行うことにより、居住者および地域住民双方のあらゆる不安を除去することが期待される。